

協会けんぽ加入者・事業主の皆様へ東京支部からのお知らせ

協会けんぽTimes



令和7年 **3月号**

●職場の皆様で回覧をお願いします



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

令和7年度東京支部保険料率のご案内

	健康保険料率	介護保険料率
令和7年2月分 (3月納付分)まで	9.98% ↓	1.60% ↓
令和7年3月分 (4月納付分)から	9.91%	1.59%

保険料額表は
こちら



ご存知ですか? インセンティブ制度

〈令和5年度東京支部の実績〉

インセンティブ制度とは、5つの評価指標により47都道府県支部をランク付けし、上位15位までに該当した支部については、順位に応じて健康保険料率を引き下げる制度です。

詳しくは
こちら



評価指標	特定健診等の 実施率	特定保健 指導の実施率	特定保健指導 対象者の減少率	医療機関への受診 勧奨基準において 速やかに受診を要 する者の医療機関 受診率	後発医薬品の 使用割合	総合
順位	30位	31位	9位	32位	30位	28位/47支部

東京支部は総合順位が28位のため、インセンティブによる保険料率の引き下げはありませんでした。

すべての加入者様の健康への取組が医療費適正化につながります。

40歳未満の方も含めた皆様の

定期健康診断(事業者健診)結果データの提供をお願いします※

令和6年度より、健康保険法の改正によって、これまでは対象外だった40歳未満の方についても、定期健康診断(事業者健診)結果データの保険者(協会けんぽ等)への提供が可能になりました。

※生活習慣病予防健診を受診された方の提供は不要です



Q

個人情報保護法上の
問題はないの？

A

定期健康診断(事業者健診)結果データを保険者へ提供することは法律※で義務付けられているため個人情報保護法上、問題ございません。また、提供にあたり本人から同意を得る必要はありません。

※高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法



提供いただくことによる

2つのメリット



メリット
1

従業員様が健診情報※を
マイナポータル上で確認できます。

健診結果を経年的に把握することで、疾病や重症化を防ぐことにつながります。

※40歳未満の方は事業者健診情報
40歳以上75歳未満の方は特定健診情報



メリット
2

今後、40歳未満の方も含めた
「事業所カルテ」の提供が可能と
なります(時期未定)。
発行可能となりましたら、
改めてご案内します。

事業所カルテとは:会社ごとの健康課題を見える化したもの

提供方法に
ついてはこちら



任意継続健康保険のご案内

協会けんぽにご加入の従業員様が退職された際に加入する公的医療保険のひとつに「任意継続健康保険」があります。任意継続健康保険への加入を希望される場合は、次の内容をご確認のうえお手続きください。

手 続 き 先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部
加 入 要 件	○ 退職日までに継続して 2か月以上 の被保険者期間があること ○ 退職日の翌日から 20日以内 (必着)に協会けんぽへ任意継続被保険者資格取得申出書を提出すること
保 険 料	退職前の保険料の 約2倍 となります(上限あり) 保険料 = 退職時の標準報酬月額(上限32万円※) × お住まいの都道府県の協会けんぽ支部の保険料率 ※令和7年3月以前は30万円



申請書ダウンロード
はこちら



制度の内容
はこちら



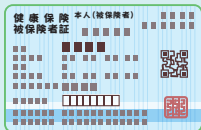
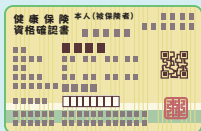
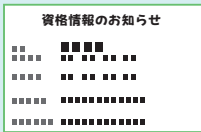
東京支部の
保険料額表はこちら

国民健康保険の
保険料と比較のうえ、
お手続きください。



保険証・資格確認書の返却について

保険証または資格確認書を使用いただけるのは退職日までです。退職された際はお持ちの保険証や資格確認書を速やかに勤務先の事業所へ返却してください。資格喪失後に保険証または資格確認書を使用された場合、後日協会けんぽが負担した医療費をお返しいただくこととなります。

① 保険証	 勤務先の事業所へ返却してください。 ※令和7年12月2日以降にご退職された場合は、返却は不要です。
② 資格確認書	 勤務先の事業所へ返却してください。 ※有効期限が切れた後にご退職された場合は、返却は不要です。
③ 資格情報のお知らせ	 返却は不要です。

発行元



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111(代表)

・お問い合わせの際は、保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれかをご準備ください。
・協会けんぽ加入者以外の方はご加入先の各保険者(国民健康保険組合等)にお問い合わせください。

協会けんぽTimesの最新号は
協会けんぽのホームページでも
ご覧いただけます
毎月20日頃更新中!

令和7年3月号

